

第二十四号議案

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例
 江戸川区陸上競技場条例（昭和五十八年十二月江戸川区条例第四十五号）の
 一部を次のように改正する。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。
 別表第一（第七条関係）

貸切利用料金（一）

設 競 技 施 施		施 設 名					区 分			
										平日
中 学 生 以 下		一 般（高 校 生 以 上）					利 用 場 所			
施 設 全 体		グ ラ ウ ン ド メ イ ン ス タ ン ド 及 び		施 設 全 体			利 用 場 所			
三 八、 八 八〇 円	一 二、 六 〇〇 円	一 三、 九 四〇 円	一 六、 二 〇〇 円	二 五、 二 〇〇 円	二 七、 八 七〇 円	三 二、 四 〇〇 円	一 時	午 前 九 時 ～ 午 後	午 前 の 部	単 位 時 間
三 八、 八 八〇 円	一 二、 六 〇〇 円	一 三、 九 四〇 円	一 六、 二 〇〇 円	二 五、 二 〇〇 円	二 七、 八 七〇 円	三 二、 四 〇〇 円	五 時	午 後 一 時 ～ 午 後	午 後 の 部	
三 八、 八 八〇 円	一 二、 六 〇〇 円	一 三、 九 四〇 円	一 六、 二 〇〇 円	二 五、 二 〇〇 円	二 七、 八 七〇 円	三 二、 四 〇〇 円	九 時	午 後 五 時 ～ 午 後	夜 間 の 部	

備考

土曜日、日曜日、休日				
中学生以下			一般（高校生以上）	
グラウンド	グラウンド及びメイNSTAND	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメイNSTAND
一五、一二〇円	一六、七一〇円	一九、四四〇円	三〇、二四〇円	三三、四三〇円
一五、一二〇円	一六、七一〇円	一九、四四〇円	三〇、二四〇円	三三、四三〇円
一五、一二〇円	一六、七一〇円	一九、四四〇円	三〇、二四〇円	三三、四三〇円

一 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう（以下同じ）。

二 複数の者が利用する場合で、利用する者の半数以上が中学生以下のものであるときは、利用者の区分は、中学生以下とする。

三 管理上支障がないと認められるときは、午後九時から三十分間利用することができ、この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合には、夜間の部に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

備考

- 一 複数の者が利用する場合で、利用する者の半数以上が中学生以下のものであるときは、利用者の区分は、中学生以下とする。
- 二 管理上支障がないと認められるときは、午後九時から三十分間利用することができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。
- 三 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 四 利用者が入場料等を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場

土曜日、日曜日及び休日				
中学生以下			一般（高校生以上）	
グラウンド	グラウンド及びメイNSTAND	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメイNSTAND
各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間
七、五六〇円	八、三八〇円	九、七七〇円	一五、一二〇円	一六、七七〇円

2 この条例による改正後の江戸川区陸上競技場条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。